

日進市「道の駅」整備事業 事業概要説明書

●事業主体（起業者）の名称

日進市

●事業の種類

日進市「道の駅」整備事業

●事業を施行する土地（起業地）

収用（取得）部分 日進市本郷町前田地内（12,250.17㎡） ※現況農地

使用（借地）部分 なし

●事業の概要

地域活性化の拠点及び災害時の防災拠点として道の駅を新設する事業

●日進市「道の駅」整備事業の経緯

平成28年3月 日進市人口ビジョン・総合戦略において事業を位置付け

平成29年2月 日進市道の駅基本構想において整備方針を決定

平成30年2月 日進市道の駅基本計画において施設機能や規模、整備・管理
運営手法を整理

平成30年12月 基本設計概要とりまとめ

平成31年1月 国土交通省が重点「道の駅」に選定

令和2年2月 土地収用法第15条の14の規定による事業説明会実施

令和3年12月 事業認定申請

●事業に必要な予算措置

令和3年度日進市一般会計及び土地開発公社先行予算で確保済

●事業を必要とする理由

◇ 観光産業において、歴史、自然、文化等多くの地域資源を有しているが、情報を発信することができる場及び市内外の住民が交流することができる場が不足している。

⇒ 日進市の地域資源の魅力を発信し、観光客等の交流人口の増加、地域のブランド力の向上等を図る。

◇ 主産業である農業において、従事者の高齢化、後継者不足による農家数及び従事者数の減少、遊休農地及び耕作放棄地の増加等が深刻な問題となっている。

⇒ 農産物及び6次産業化商品の販路拡大による農業振興を図る。

◇ 転入した若い子育て世代のための子育て等に関する情報の共有及び交換ができる地域コミュニティの場が不足している。

⇒ 子育て支援及び地域コミュニティの場の確保により地域活性化を図る。

◇ 日進市は、東海地震に係る地震防災対策強化地域及び南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、県道瀬戸大府東海線は、災害時の愛知県第2次緊急輸送道路に指定されている。発災時には、停電、公共交通機関の停止等による多数の帰宅困難者の発生が予測されるため、市民及び道路利用者の救助救援場所や広域的な防災活動拠点、国及び愛知県から供給される支援物資を受け入れ、市内の避難場所等に輸送し、及び供給するための地域内輸送拠点等を整備することが急務となっている。

⇒ 防災拠点の整備により災害等に対する地域防災力の向上を図る。

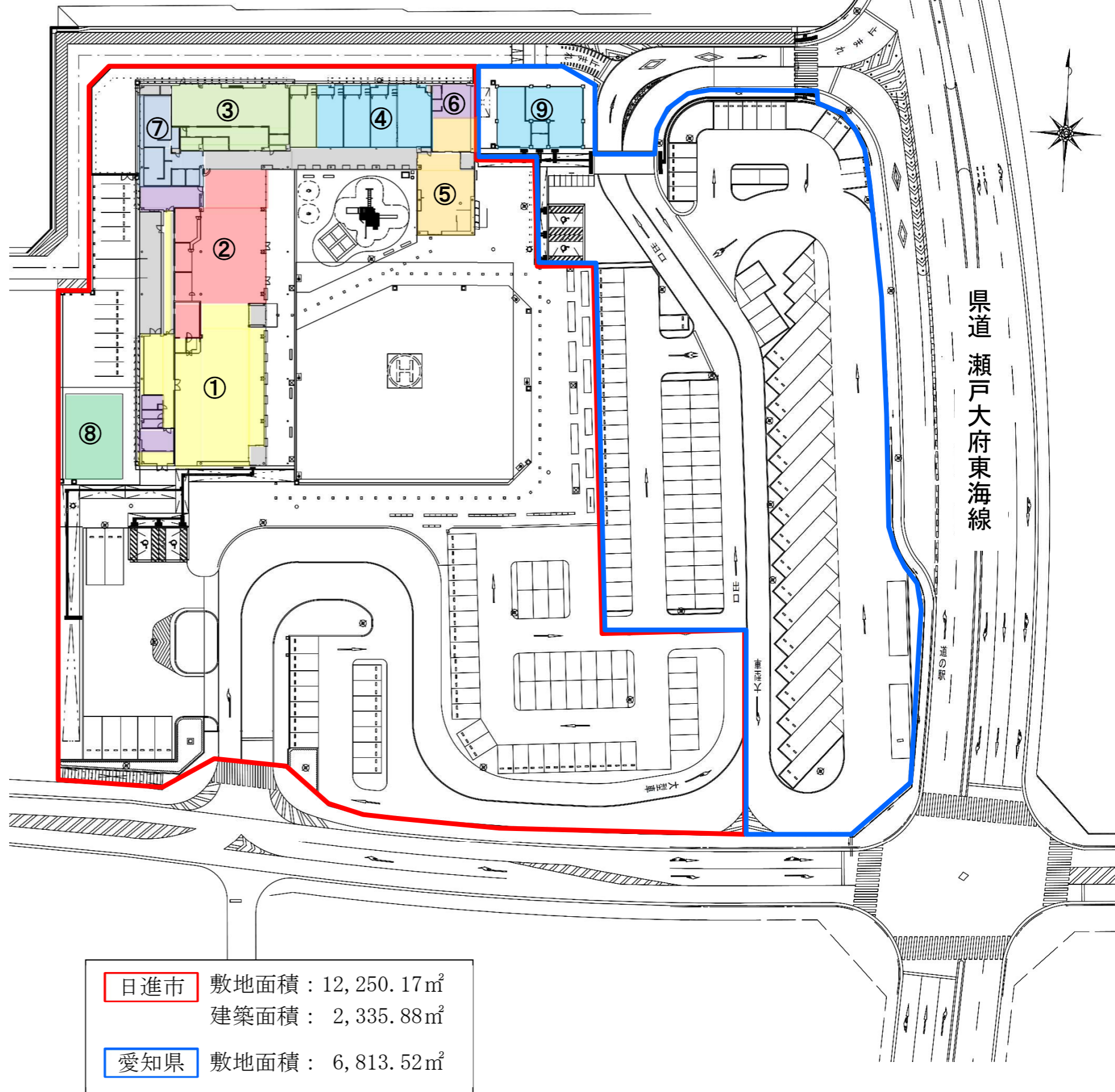
●その他

本事業は、愛知県が整備する道路休憩施設と一体的に整備する事業であり、地域の振興や産業の活性化、防災機能の向上等の相乗効果が期待できる。

位置図



計画配置・平面図



日進市	敷地面積 : 12,250.17㎡ 建築面積 : 2,335.88㎡
愛知県	敷地面積 : 6,813.52㎡

導入施設

【日進市整備内容】

- ①物販施設
- ②飲食施設
- ③親子の休憩室
- ④多目的施設
- ⑤情報発信施設
- ⑥バックヤード
- ⑦トイレ
- ⑧防災倉庫
- (その他)
- 屋外広場 (防災ヘリポート)、駐車場 等

【愛知県事業】

道路法に基づく道路施設として、駐車場及びトイレ(⑨)等を整備するもの。